

民事法律扶助の利用条件・償還について

利用条件について

1. 資力が一定額以下であること

(1) 収入が一定額以下であること

賞与も含んだ月収(手取り)の目安は次のとおりです。

単身者	182,000円(200,200円)以下
2人家族	251,000円(276,100円)以下
3人家族	272,000円(299,200円)以下
4人家族	299,000円(328,900円)以下

※()内は、東京・大阪などの大都市の基準です。

※以下、1人増につき、30,000円(33,000円)を加算。家賃、住宅ローン、医療費、教育費等の出費がある時は一定額が考慮されます。

(2) 保有資産が一定額以下であること

申込者及び配偶者の有する現金、預貯金、有価証券、不動産等の時価の合算した額が次の額以下であること。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

※生活のために必要な自宅及び農地、係争物件である資産、配偶者が紛争の相手方である時の配偶者の資産は除外できます。

※将来の医療費、教育費及び冠婚葬祭等のために備蓄した財産については、相当額を控除できる場合があります。

※なお、法律相談援助のみを利用される場合は、取扱いが異なります。

2. 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものも含みます。

3. 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、又は権利濫用的な訴訟の場合などは利用できません。

償還金(返済金)について

立替費用は原則として毎月分割で法テラスへ償還(返済)していただくことになります。

ただし、生活保護を受給している等の事情により償還が困難な場合には、援助終結まで償還を猶予する制度もあります。

なお、援助終結時に財産的利益を得られず、生活保護を受給されている等の場合には償還が免除されることがあります。

全国の司法書士会

札幌司法書士会	011-281-3505	静岡県司法書士会	054-289-3700	山口県司法書士会	083-924-5220
函館司法書士会	0138-27-0726	山梨県司法書士会	055-253-6900	岡山県司法書士会	086-226-0470
旭川司法書士会	0166-51-9058	長野県司法書士会	026-232-7492	鳥取県司法書士会	0857-24-7013
釧路司法書士会	0154-41-8332	新潟県司法書士会	025-244-5121	島根県司法書士会	0852-24-1402
宮城県司法書士会	022-263-6755	愛知県司法書士会	052-683-6683	香川県司法書士会	087-821-5701
福島県司法書士会	024-534-7502	三重県司法書士会	059-224-5171	徳島県司法書士会	088-622-1865
山形県司法書士会	023-623-7054	岐阜県司法書士会	058-246-1568	高知県司法書士会	088-825-3131
岩手県司法書士会	019-622-3372	福井県司法書士会	0776-43-0601	愛媛県司法書士会	089-941-8065
秋田県司法書士会	018-824-0187	石川県司法書士会	076-291-7070	福岡県司法書士会	092-714-3721
青森県司法書士会	017-776-8398	富山県司法書士会	076-431-9332	佐賀県司法書士会	0952-29-0626
東京司法書士会	03-3353-9191	大阪司法書士会	06-6941-5351	長崎県司法書士会	095-823-4777
神奈川県司法書士会	045-641-1372	京都司法書士会	075-241-2666	大分県司法書士会	097-532-7579
埼玉県司法書士会	048-863-7861	兵庫県司法書士会	078-341-6554	熊本県司法書士会	096-364-2889
千葉県司法書士会	043-246-2666	奈良県司法書士会	0742-22-6677	鹿児島県司法書士会	099-248-8270
茨城県司法書士会	029-225-0111	滋賀県司法書士会	077-525-1093	宮崎県司法書士会	0985-28-8538
栃木県司法書士会	028-614-1122	和歌県司法書士会	073-422-0568	沖縄県司法書士会	098-867-3526
群馬県司法書士会	027-224-7763	広島司法書士会	082-221-5345		

詳しくはお近くの
「司法書士会」「法テラス」へ
お問い合わせください。

司法書士による民事法律扶助

書類作成援助のススメ

司法書士に
ご相談ください！



法的トラブルにあった時や法的手続が必要な時、「専門家に相談したい。でも、費用が心配…。」ということがあると思います。日本司法支援センターが定める一定の条件を満たしている場合、民事法律扶助を利用して、法的手続を行うことができます。あなたには書類作成援助がおススメかもしれません。まずは司法書士にご相談ください！



民事法律扶助って？

民事法律扶助とは、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、日本司法支援センター(法テラス)が無料法律相談を行い、必要な場合、裁判費用や司法書士・弁護士の費用の立替えを行う制度です。

司法書士・弁護士による
無料法律相談
※同一問題につき3回まで

民事、家事及び行政事件に
関する手続又はそれに先立
つ示談交渉等における司法
書士・弁護士費用(着手金・
実費等)の立替え

法律相談援助
【無料】

代理援助
【費用立替】

書類作成援助
【費用立替】

裁判所提出書類の作成
等における司法書士・
弁護士費用(報酬・実
費等)の立替え

» 司法書士が行う法的支援と民事法律扶助のメニュー

裁判所提出書類作成業務による 本人訴訟・本人申立の支援

司法書士・弁護士などの法律専門家を代理人として選任せずに、当事者本人で訴訟などの裁判手続を行うことを「本人訴訟」「本人申立」と言い、本人訴訟・本人申立による手続も多く行われています。

司法書士は裁判手続に慣れていない方の相談を受け、裁判手続の仕組みやその流れ・それぞれの書類の意義などを説明し、裁判所へ提出する書類を作成します。自分で裁判手続を行いたいという方や訴訟にかかる費用を抑えたいという方のために、裁判所提出書類作成業務を行います。

簡裁訴訟代理等関係業務による 裁判手続等の支援

法務大臣の認定を受けた司法書士（認定司法書士）は、訴額140万円以下の民事事件については弁護士と同じように、本人の代理人として簡易裁判所での裁判手続や調停手続を行うことができます。また、裁判外での和解交渉を行うことも可能です。

司法書士は、裁判手続が必要となった方の相談を受け、行うべき法的手続や裁判手続の流れなどを説明し、自分の代わりに裁判手続や相手方との交渉を行ってほしいという方等のために、代理人として、裁判手続を行います。

Q 何が違うの？ どっちを選べばいいの？

このような方は書類作成援助 の利用がおススメです

- 自分で訴訟や調停がしたいけど、訴状や申立書を作るのは難しそう…。
- 手続にかかる費用を抑えたい。
- 相続放棄、成年後見の申立、特別代理人選任の申立、相続財産管理人選任申立など、相手との争いがない手続である。
- 離婚調停や遺産分割調停の書類をあってほしい。

皆さんの状況に応じて、手続を選んで支援します！



こういう違いがあるんだ!!
自分にあった援助が選べるんですね。

このような方は代理援助 の利用が考えられます

- 訴訟をしたいけど自分ではできない。全ての手続を自分に代わってやってもらいたい。
- 裁判所から訴状が届いたが、仕事が忙しくて期日に裁判所に行くことができない。

» 民事法律扶助を利用した場合の立替金の例

1. 金銭請求事件

少額訴訟により訴額50万円の貸金返還請求を行い、50万円の返還を受けた場合

書類作成援助 の立替金

実 費	8,000円
報 酬	22,000円
合 計	30,000円

代理援助 の立替金

実 費	35,000円
着 手 金	99,000円
報 酬	55,000円
合 計	189,000円

2. 相続事件

相続放棄の手続をしたい → 家庭裁判所に対し相続放棄の申述をする場合

書類作成援助 の立替金

実 費	10,000円
初回報酬	27,500円
合 計	37,500円

代理援助 の立替金

実 費	10,000円～20,000円
着 手 金	33,000円～44,000円
合 計	43,000円～64,000円

3. 債務整理事件

自己破産の申立をしたい → 債権者が10社以内の自己破産・免責の申立の同時廃止事件

書類作成援助 の立替金

実 費	17,000円
報 酬	88,000円
合 計	105,000円

代理援助 の立替金

実 費	23,000円
着 手 金	132,000円
合 計	155,000円

4. 離婚事件

離婚調停の申立をした結果、離婚は成立したが、慰謝料・養育費の支払いはない場合

書類作成援助 の立替金

実 費	10,000円
初回報酬	27,500円
合 計	37,500円

代理援助 の立替金

実 費	20,000円
着 手 金	88,000円～132,000円
報 酬	66,000円～132,000円
合 計	174,000円～284,000円

5. 成年後見人等の選任申立事件

後見人の選任をしてもらいたい → 家庭裁判所に対し、後見開始の申立をする場合

書類作成援助 の立替金

実 費	15,000円
報 酬	44,000円～66,000円
合 計	59,000円～81,000円

代理援助 の立替金

実 費	20,000円
着 手 金	66,000円～110,000円
合 計	86,000円～130,000円

※1. 上記は立替金の目安です。事案が特に複雑であり、事案の解決に困難を伴う場合は、別途追加の立替金が生じる場合があります。

※2. 司法書士の代理援助は、簡易裁判所における訴額140万円以下の民事事件に限られます。

※3. 令和8年2月1日時点の日本司法支援センター業務方法書(別表3)の立替基準によります。